アからウに示す点数以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の経営事項評価点数がアからウに示す点数以上であること。）。
ア　建築工事　1,200点以上
イ　電気設備工事　1,100点以上
ウ　暖冷房衛生設備工事　1,100点以上

④　次のアからウの各工事に携わる建設企業は、平成８年４月１日以降に、元請として完成・引渡しが完了した、アからウに掲げる要件を満たす新築施設の建設工事（アにおいては躯体、外装、内装を含む建築一式、イ及びウにおいては工事種目についてのシステム一式）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、アからウの各工事を複数の建設企業が共同して行う場合は、そのうち一者が当該施工実績を有し、その他の者は以下の経常ＪＶの場合と同様に「その他の構成員」に求める施工実績を有すること。また、アからウの各工事を複数の企業が工区（ア建築工事の場合）又は工事種目（イ電気設備工事又はウ暖冷房衛生設備工事の場合）（以下「工区等」という。）ごとに分担して行う場合は、工区等ごとに工事を分担するそれぞれの者が当該施工実績を有するものとする。

なお、いずれの場合であっても、当該施工実績が平成８年４月１日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記４．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

ア　建築工事
(A)ａ　建物用途　下記のイ）、ロ）、ハ）若しくはニ）のいずれかに該当する施設
イ）同種施設　事務所、庁舎
ロ）類似施設　事務室（上級室を含む）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む）が当該申請施設の延床面積の過半を占める施設
ハ）複合用途施設１　「イ）同種施設」と認められる部分が、延べ床面積30,000㎡以上((B)においては、10,000㎡以上）ある施設
ニ）複合用途施設２　「イ）同種施設」と認められる部分が、当該申請施設の延べ床面積の過半を占める施設
ｂ　構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
ｃ　建物規模　延べ床面積30,000㎡以上
ｄ　階数　地上９階地下１階以上
なお、経常ＪＶにあっては、当該経常ＪＶの構成員のうち１社が平成８年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した上記(A)の要件を満たす施工実績を有し、その他の構成員は、平成８年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記(B)の要件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）。
(B)ａ　建物用途　上記ア(A)ａに同じ
ｂ　構造　上記ア(A)ｂに同じ
ｃ　建物規模　延べ床面積10,000㎡以上
ｄ　階数　地上３階以上

イ　電気設備工事
(A)ａ　建物用途　上記ア(A)ａに同じ
ｂ　建物規模　上記ア(A)ｃに同じ
ｃ　階数　地上３階以上
ｄ　工事種目　電灯設備及び火災報知設備
ただし、工事種目は、電灯設備と火災報知設備が別々の電気設備工事の実績でもよいものとするが、それぞれ上記ａからｃまで全ての要件を満たす工事とする。
なお、経常ＪＶにあっては、当該経常ＪＶの構成員のうち１社が平成８年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した上記(A)の要件を満たす施工実績を有し、その他の構成員は、平成８年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記(B)の要件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）。
(B)ａ　建物用途　上記ア(A)ａに同じ
ｂ　建物規模　延べ床面積10,000㎡以上
ｃ　工事種目　電灯設備及び火災報知設備
ただし、工事種目は、電灯設備と火災報知設備が別々の電気設備工事の実績でもよいものとするが、それぞれ上記ａ及びｂの要件を満たす工事とする（共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）。

ウ　暖冷房衛生設備工事
(A)ａ　建物用途　上記ア(A)ａに同じ
ｂ　建物規模　上記ア(A)ｃに同じ
ｃ　階数　地上３階以上
ｄ　工事種目　空気調和設備及び排水設備
ただし、工事種目は、空気調和設備と排水設備が別々の暖冷房衛生設備工事の実績でもよいものとするが、それぞれ上記ａからｃ全ての要件を満たす工事とする。
なお、経常ＪＶにあっては、当該経常ＪＶの構成員のうち１社が平成８年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した上記(A)の要件を満たす施工実績を有し、その他の構成員は、平成８年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記(B)の要件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）。
(B)ａ　建物用途　上記ア(A)ａに同じ
ｂ　建物規模　延べ床面積10,000㎡以上
ｃ　工事種目　空気調和設備及び排水設備
ただし、工事種目は、空気調和設備と排水設備が別々の暖冷房衛生設備工事の実績でもよいものとするが、それぞれ上記ａ及びｂの要件を満たす工事とする。（共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）。

⑤　次のアからウの各工事に携わる建設企業は、自らが携わる各工事においてアからウに示す要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事期間中に専任で配置できること。ただし、複数の建設企業がアからウの各工事を共同して行う場合は、それらのうち一者が次の技術者を専任で配置できるものとする。また、複数の建設企業がアからウの各工事を工区等ごとに分担して行う場合は、工区等ごとに工事を分担するそれぞれの者が次の技術者を専任で配置できるものとする。

また、入札参加表明に係る資料提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならないものとする。

監理技術者又は主任技術者については、各担当工事の施工完了までの間、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして発注者に承認された場合の外は、変更を認めない。

ア　建築工事
ａ　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
ｂ　平成８年４月１日以降に、上記④ア(B)の要件を満たす建築一式工事（躯体、外装、内装を含む新築）を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
なお、経常ＪＶにあっては構成員のうち一者が上記④ア(B)の要件を満たす施工実績を有すること。